

保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル) 新旧対照表

(別紙2)

(改定前)	(改定後)
<p><u>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>【はじめに】</u></p> <p>(1) <u>保険会社の検査に関する基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」（平成17年7月1日）において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行う。</u></p> <p>(2) <u>当該基本指針において示された基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、保険会社に対する検査の実施にあたり、特に以下の点に配慮する必要がある。</u></p> <p><u>重要なリスクに焦点をあてた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)</u></p> <p><u>検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各保険会社の持つリスクの所在を分析し、重要なリスク¹に焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。</u></p> <p><u>問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明</u></p> <p><u>検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、保険会社との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(1) <u>本検査マニュアルはあくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証</u></p> <p><u>検査官は、()問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、()検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態²についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。</u></p> <p><u>具体的かつ論理的な指摘、改善を検討すべき事項の明確化</u></p> <p><u>検査官は、指摘事項に関する対話・議論を進めるにあたっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。</u></p> <p><u>検証結果に対する真の理解(「納得感」)</u></p> <p><u>検査官は、保険会社の主体的・能動的な経営改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、経営陣との対話、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) <u>本マニュアルは、検査官が、保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。</u></p> <p><u>こうした考え方は、「金融サービス業におけるプリンシプル」³において、</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p><u>(2) マニュアルの各チェック項目は検査官が保険会社の内部管理態勢、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢等を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を保険会社に直ちに法的に義務付けるものではない。マニュアルの適用に当たっては、保険会社の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</u></p> <p>チェック項目について記述されている字義通りの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、<u>保険会社の業務の健全性及び適切性の確保、顧客の保護の観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。(追加)</u></p> <p><u>したがって、検査官は、立入検査の際に保険会社と十分な意見交換を行う必要がある。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>保険会社と当局の間で共有されている。</u></p> <p>また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が保険会社に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p><u>したがって、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全性及び適切性の観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該保険会社の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>¹ <u>ここでは、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(3) 本検査マニュアルは、保険会社の海外拠点(海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。)、外国保険会社の在日支店及び特定法人を含め、全ての保険会社を対象とし</p>	<p><u>及ぼし得るリスク全てを対象としており、本マニュアルにおける各リスク管理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、問題が発生している場合だけでなく、問題が発生していないリスクも重要なリスクに含まれる。その判断にあたっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。</u></p> <p>² <u>改善・向上に向けたベクトル(改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等)を十分見極める必要がある。</u></p> <p>³ <u>保険会社が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則として、平成20年4月18日に公表されている。同プリンシプルでは、「1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待される役割を果たす」、「12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う」等の考え方が示されている。</u></p> <p><u>[本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項]</u></p> <p>(1) 本検査マニュアルは、保険会社の海外拠点(海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。)、外国保険会社の在日支店及び特定法人を含め、全ての保険会社を対象とし</p>

(改定前)	(改定後)
<p>ている。</p> <p>(4) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(5) また、特に必要があり、保険会社の子法人等やその業務の委託を受けた者に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>ている。</p> <p>(2) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(3) また、特に必要があり、保険会社の子法人等やその業務の委託を受けた者に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p> <p>(以下、略)</p>